［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（部、部長及び副部長）

第五十四条　人事部、情報部、防衛部及び後方補給部においては、次条から第五十八条までに掲げる事項に関する事務をそれぞれつかさどる。

2　部長は、その所掌に従い、かつ、相互に連絡調整して、隊務に関する基本的事項の企画立案を含む次条から第五十八条までに規定する職務をそれぞれ行うとともに、その担当する職務に関係のある課長の職務を統制することにより、隊務全般の運営について中央即応集団司令官を補佐し、中央即応集団司令官に対して責任を負う。

3　副部長は、部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。

（人事部長）

第五十五条　人事部長は、次に掲げる職務を行う。

一　防衛及び警備の実施に関する人事見積り及び人事の計画に関すること。

二　隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他人事に関すること。

三　隊員の補充に関すること。

四　知能、性格等に関する適性検査に関すること。

五　礼式及び表彰に関すること。

六　隊員の給与等の実施基準に関すること。

七　隊員の福利厚生並びに保健の実施計画及び宿舎に関すること。

八　前各号に掲げる職務に関する文書で部隊の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保管に関すること。

九　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。

（情報部長）

第五十六条　情報部長は、次に掲げる職務を行う。

一　防衛及び警備の実施に関する情報見積り及び情報計画に関すること。

二　防衛及び警備の実施に必要な資料及び情報の収集整理及び配布に関すること。

三　防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

四　暗号、地図及び航空写真の実施計画に関すること。

五　前各号に掲げる職務に関する文書で部隊の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保管に関すること。

六　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。

（防衛部長）

第五十七条　防衛部長は、次に掲げる職務を行う。

一　防衛及び警備の実施計画に関すること。

二　中央即応集団の行動に関すること。

三　部隊の定員、編成、装備及び配置の実施計画に関すること。

四　業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。

五　航空の安全に必要な措置に関すること。

六　教育訓練の実施計画に関すること。

七　教育訓練の検閲、演習並びに教育訓練用器材及び教育訓練資料に関すること。

八　部隊の行動に関する文書の認証、編集及び保管に関すること（人事部長、情報部長及び後方補給部長の所掌に属するものを除く。）。

九　中央即応集団の行動に関し必要な施設の取得及び建設の実施計画並びに施設の維持及び修理その他の管理に関すること。

十　その他中央即応集団司令官から命ぜられた事項に関すること。